

令和2年 一般質問 12月定例会

質問議員	質問順	質問番号	質問事項
川島忠治	1	1	障がい者が安心して買い物ができるように町駐車場に障がい者マークの表示を
		2	町営トイレの和式から洋式に変え利便性を
		3	補聴器購入時に助成制度の創設を
		4	洋上風力発電について
		5	上ノ国ワイナリーとサテライトオフィス事業に関して
岩田靖	2	1	洋上風車の進捗状況の説明を町民へ
		2	新型コロナウイルスに対する新たな対策について
片石鉄彦	3	1	出産祝い金制度の創設を
		2	町と上ノ国開発株式会社との連携協定について
		3	ワイナリーの原料の供給とワインの販売計画について
		4	ワイナリーのブドウ栽培の農業者への支援について
		5	同計画の費用対効果について
花田英一	4	1	石崎漁港の急傾斜地の危険な状況について

川島忠治 議員

質問1 障がい者が安心して買い物ができるように町駐車場に障がい者マークの表示を

駅前商店街駐車場は、町の所有物だと聞いています。障がい者の方が車で買い物に来た場合、駐車スペースがなく、雨、風、冬期などの場合、スーパーの玄関まで入るのに大変苦労されています。これから冬がやってきます。せめて障がい者の方が安心して買い物できるように入口付近に障がい者専用、障がい者マークの駐車場を確保してください。各駐車場の白線補修も必要と思われます。所見をお伺いします。

答弁▼町長

今年度発注いたしました大留地区複合施設建設工事実施設計委託業務において、駅前商店街駐車場の整備も含まれておりますことから、駐車スペースのラインの引き直しや、身障者マーク設置等を計画しております。

実施計画では、令和4年度に外構工事を発注する予定であります。身障者マークの設置につきましては、住民からの要望も届いておりますことから、次年度の早い段階で対応してまいりたいと存じます。また、ラインの引き直しについては、外構工事にて実施いたします。

再質問

実施計画では、令和4年度に外構工事を発注し、障がい者マークの設置については、来年度の早い時期に対応したいという回答があったところです。そういう意味では障がい者にとって、あと半年間、冬の時期大変です。がまんしなくてはなりません。そういった部分で、なぜ半年を待たなくてはいけないのか。だから緊急工事として対応できないでしょうか。まずこれが1点です。

2点目は、当時、商店街を誘致するにあたって、町の駐車場にするにあたって、そういう意味では当時、覚書とかあるいはそういう約束ごとがあったんでしょうか。これが1点です。

3点目は、今後の方向性については町民の方々は、駐車場は固有名詞をつかって非常に恐縮ですけど、こばやしショッピングの駐車場と思ってます。私も実は思っていました。

しかし、こばやしショッピングに、例えば町駐車場を購入してもらって、持ちかけることは可能かどうか。そして、町としてはこれからの除雪費用もやらなくてははいけませんので、経費削減にも繋がるものではないかなと思いますが、この3点について担当課から回答をお願いします。

答弁▼施設課長

これから身障者マークを設置するにあたりまして、現在の舗装の状態等を確認して、ひび割れがあった場合に修正等しなければならないということと、あと、これから雪が降ってきた場合に見えなくなってしまう。もしくは引いた後に除雪作業で消えてしまう可能性があるため、できれば来年の頭で早い時期に実施したいと考えております。

答弁▼町長

あとですね、覚書の関係です。これについては取り交わしておりません。なぜかといいますと、この商店街構成で、今から約30年前に、33年くらい経つでしょうか、前にご存じのとおり町内の購買は江差に流れておりました。それでなんとかその江差の購買を上ノ国町に取り戻すことができないかということで、町が主導で、そうしたら町の方で駐車場をつくって、あの周辺に商店街をつくろうじゃないかと、うちから持ちかけたことであります。それで、これについても、今結果的にあのような形ですが、正直言います、まだ期待部分もありました。様々な中で、なんとかそう言いながらも、つくることによって効果的に、今まで江差に流れたものは相当帰ってきてます。当然トライマートも並行してありましたが、そういう中で、あくまでもうちの方の条件としては、駐車場は整備しますよ。という条件でなければ乗ってきませんでした。なぜかという、当然ながらみんな3億、4億、4.5億くらいの投資するものですから、相当な恐怖感というんですか、やはりその思い入れがなければだめなものですから、そういう中で、当時の町長は森定蔵町長でありましたけど、町内に少しでもお金を落とすための手法ということで、今現在進めておりますので、今、その状況が変わったから、また買ってこれという話になると、これは継続性がないものですから、現在のところはみなさんが見るとなぜ町で除雪するんだらうということがあってもいいかもしれませんが、そういう流れの中で、一番最初に出した条件の中で現在進めておりますので、それを変えることは、私は相当困難だと思っています。

ただし、話をするということについては全然問題ないと思いますが、その部分だけのご理解願いたいと思います。

質問2 町営トイレの和式から洋式に変え利便性を

駅前商店街駐車場に設置されている町営トイレは、建物は老朽化し、トイレは和式です。和式トイレの場合、高齢者などは負担が大きく、非常に不便を感じています。洋式トイレは家庭でも一般的になっています。利便性を高めるために洋式トイレへの更新が必要と思われるますが、所見をお伺いします。

答弁▼町長

駅前商店街駐車場に設置しておりますトイレにつきましては、住民からの要望がありましたことから、現在取付準備を進めているところであります。なお、簡易用ですが、男女各1ヶ所を洋式へ変更することとしております。

再質問

障がい者トイレに、男女各1ヶ所を洋式に変更すると回答がありました。女子はトイレ2ヶ所あります。1ヶ所とわず、女子の方も簡易型のトイレを2ヶ所に設置して欲しいです。おそらく2ヶ所のうち和式をそのままにして、1ヶ所だけにすると、利用者はやっぱりどちらかというと簡易型、腰の高いね、そちらの方を利用すると思いますから、ぜひ、それを実施していただきたい。

3点目は、4年度にです。大留地区複合施設建設工事で町営トイレの改修工事などは該当するのかわからないか、それについてお聞きしたいと思っております。

それと、3点目がですね、道の駅もんじゅなどは立派な洋式トイレです。私も何回も利用しました。そして学校関係も和式から洋式に変更され計画が進められています。今こう上ノ国町を見た場合、公共のトイレで高齢者をはじめ利便性を含めて洋式トイレに。例えば汐吹の緑地公園、あそこはまだ和です。そういうところも簡易でもいいですから、当面簡易トイレでもいいですから、利用しやすいように順次洋式の方に替えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

答弁▼施設課長

各種男子、男女1ヶ所ということで今もう発注しており、これからこの2ヶ所に変更することは、今発注している中で再協議して、2ヶ所にできるよう協議して、できるだけ対応していきたいというふうに考えております。

続きまして、来年度の整備計画の中の大留集会施設の建設の中には、公衆用トイレを設置する予定であります。現在のトイレにつきましても、老朽化してはいるんですが、使える限りそこは残して使っていこうかなど。それで、改修するにあたり費用がかかるようであれば、そのトイレを無くして、そっちの集会施設の方のトイレを利用していただくような形になると思っております。

3つ目の、各施設の洋式を変更につきましては、今個別管理計画を実施しており、その中でやれるところから実施していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

<p>質問3</p>	<p>補聴器購入時に助成制度の創設を</p> <p>高齢化が進む中で難聴になると、相手の言葉が聞き取れず会話が難しくなります。人と関わることを避け、精神状態にも悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、認知症の予防につながるとも言われています。補聴器は高額な物が多く、補助制度の対象は限られているため、低所得者、年金生活者などはなかなか購入できません。社会的孤立が心配されます。道内では、北見市が加齢性難聴に対する補聴器の購入に関する公的補助を補助具交付として実施しています。70歳以上、家族全員が住民税非課税世帯、両耳の聴力損失40デシベル以上の場合、高度難聴用のポケット型難聴器3万6千円程度の物を支給しています。さらに、静岡県磐田市でも補聴器購入助成制度が上限3万円が交付しています。全国20市町村で実施しています。どうか、当町でも高齢者が安心して暮らせるために、補聴器の助成制度を創設してください。</p> <p>答弁▼町長</p> <p>加齢に伴い難聴に悩まれる方は、65歳以上で3人に1人とも言われておりますが、難聴の原因は中耳炎などの病気から起こるものや、聴覚神経の障害によって起こるものなど個人差があります。このようなことから、まずは耳鼻科を受診し状況を確認することが大切であると思われまます。診察の結果、両耳の聴力レベルが70デシベル以上、または、一側耳が90デシベル以上、他側耳が50デシベル以上の場合には、身体障害者手帳の交付対象となり、障がい者総合支援法における補装具の給付が受けられる制度があります。また、身体障害者手帳の交付を受けることにより、補聴器以外に日常生活支援用具の交付やNHK受信料免除等の制度を受けることができる場合もございます。</p> <p>なお、身体障害者手帳に該当にならない軽度の方につきましては、現在のところ助成を受けられる制度はありませんが、音が聞き取りやすくなる集音器等をご紹介いたしますので、保健福祉課までご相談いただきたいと思います。</p> <p>再質問</p> <p>65歳以上の高齢者の半数は、難聴であると国の研究機関の調査でも推定されてます。2017年、国際アルツハイマーの病会議でも、認知症の約35パーセントは予防が可能だ。難聴は最大のリスク、要因でもあると発表されております。厚労省も難聴も危機要因の一つと認めています。専門家も早めに補聴器をすることで、社会生活を送る上で、障害を取り除くことは可能だと述べています。国の購入補助は重い障害認定によるものだけです。どうか難聴の高齢者が安心して暮らしていくためにも、国の対応が遅れている中で、全国の自治体でも先進的に取り組んでるところもあります。</p> <p>ぜひ、上ノ国町として独自の補助制度の創設は無理でしょうか。その理由は、無理の理由をお聞かせください。</p> <p>答弁▼保健福祉課長</p> <p>難聴の原因には伝音性難聴、もしくは感音性難聴ということで、加齢に伴うもの以外にもいろんな原因がございます。疾患によりましては、補聴器が対応できない、補聴器を利用して聴力が出ない場合とかもありますので、まずはご自分の聴力や耳の状態を確認することがまず大事だと思います。それで、その上及びまして、まず使える制度がございますので、その段階で相談いただければ対応できるものだと思いますので、その場合はご相談いただきたいと思います。</p> <p>質問4</p> <p>洋上風力発電について</p> <p>町として誘致している檜山エリア洋上風力発電事業の規模も調べたところ、風車の羽根の長さ260メートル、東京都庁240メートルの高さを超え、国内、世界でも最大級の規模となります。</p> <p>電源開発は、7月後半に檜山沖で3から4キロまでの4ヶ所で地盤調査が取り組まれました。この事業は、電源開発からの説明はありましたが、上ノ国町として、この事業を誘致するにあたって何ら町民に説明がされていないことに懸念をします。町民からは、陸上からどれくらいの距離に建設されるのか、風車から出る低周波音による健康被害などが心配、さらに景観に関する問題などの声が寄せられています。</p> <p>次のことについてお伺いします。</p> <p>1点目、洋上風力の開発に国が指定された区域に、一定の準備が進む区域として北海道檜山沖が指定されています。次に書類上の流れは、配慮書の手続き、方法書の手続き、準備書の手続き、評価書の手続き、報告書の手続きなどが行われます。現在の段階で、町として把握している進捗状況や電源開発との協議内容などについて教えてください。</p> <p>2点目、上ノ国町として、洋上風力を誘致するメリット、経済波及効果、デメリットなどについて、どの範囲まで把握しているのか。また、固定資産税の試算はどの程度になるのか。</p> <p>3点目、洋上風力を誘致するにあたって、町として町民から出されている疑問や質問にきちんと答えるために、町として説明会などをすべきと考えますが、所見をお伺いします。</p>
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

答弁▼町長

海洋再生可能エネルギー発電事業につきましては、海外において建設コストの低下とともに推進されておりますが、日本においては海域の占用に関する統一的なルールがなかったことや、先行利用者との調整の枠組みが存在しないなどの課題があり、導入が進んでいなかったことから、国は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律を平成30年に施行されました。

同法では、自然的条件が適当であること、漁業や海運業等の先行利用に支障を及ぼさないこと、系統接続が適切に確保されることなどの要件に適合した一般海域内の区域を洋上風力発電事業の促進区域として指定し、その区域内で最大30年間の占用許可を事業者が得ることができるとなっております。また、事業者選定のための公募では、長期的・安定的・効率的な事業実施の観点から最も優れた事業者を選定することで、責任ある長期安定的な電源かつコスト競争力のある電源として、洋上風力発電の導入を促進する仕組みとなっております。

このように、国が主体となって洋上風力発電事業を展開する動きが加速されているのに加え、世界的に感心が高い環境問題である二酸化炭素排出の抑制政策の一環としても、この施策を推し進めているものと認識しているところでございます。こうした中、私が公約として掲げていることもあり、檜山海域における洋上風力発電事業に関する各種情報の共有と、その必要性や課題等を相互に議論、協議するとともに事業の円滑な導入を推進することを目的に、管内7町で構成する檜山管内洋上風力事業連絡協議会を立ち上げ、情報交換や調査研究などを進めているところでございます。

まず一つ目については、電源開発株式会社では計画段階配慮書の縦覧と住民説明会を上ノ国町を含む檜山管内関係町で実施しているほか、風況調査、ボーリング調査及び音波探査の海域調査を檜山管内海域で実施しております。また、コスモエコパワー株式会社も住民説明会を実施していると承知しております。その他にも具体的なお話は伺っておりませんが、本町も含め管内の町や団体に対して、多数の事業者が本事業に参画する予定があるとの情報を得ているところでございます。電源開発株式会社とは協議ではなく、同社から本事業の構想や基本的な考え方などと檜山管内で実施する調査の事前説明や実施後の報告、並びに進捗状況の情報提供が主なものとなっております。

次に二つ目について、概算事業費が3千億円から4千億円程度となるのではと聞いていることから推測すると、檜山管内にもたらす経済効果は相当なものになるものと考えております。一方、景観や環境に与える影響が全くないとは言い切れない部分もあると考えております。なお、固定資産税の試算については、現時点での情報を基に机上で試算いたしますと、風車の耐用年数20年間で固定資産税額を平均し、1基当たり年額で2,300万円程度と見込んでおります。

次に三つ目については、国、北海道などの行政機関の動向や本事業の関連する情報収集に努めながら、住民説明会の必要性を熟慮しながら検討してまいりたいと存じます。また、北海道には本事業に対する住民の理解と知識を深めるためのセミナーなどの開催を要望していたところ、来る12月18日に北海道主催のセミナーが開催される運びとなり、檜山振興局においてもサテライト会場が設置され視聴できることとなりました。コロナ禍で参加人数の制限はあると思われませんが、議員皆さまをはじめ、住民皆さまが多数参加されることを期待しているところでございます。

再質問

先程の洋上風力の回答の中で、二つ目の回答で、景観や環境に与える影響は全くないと言い切れない部分もあると回答されています。社団法人の電力中央研究所では、洋上風力設置と陸上からの距離を調査した結果、イギリスでは陸上から18キロ、そしてドイツでは22キロ以上、中国では11キロ、デンマークでは12キロ、オランダではなんと22キロと報告をされてます。確かに低周波音も科学的に証明されてない中で、安全が確保されていないから沖合に設置すべきだという考えもあります。私も乙部のある議員から、乙部としてなぜそういうふうに反対してるのと聞いたら、やっぱり低周波音と健康の被害。それでいろいろ聞いたら、羽根の長さの20倍くらいにつけてほしい。それが簡単な回答であります。まあ、それはそれとして、よその町で考えることですから、そういう意味で次の点、お伺いします。

1点目、町民の不安は、陸上からどのくらいの距離に設置の見込みなのか。また、大崎地区から大潤地区の港付近まで、魚の住みやすい環境を目指して魚礁が沈められています。魚に対する影響などはないのか。ある意味では檜山振興局からこういった情報などは寄せられていないのか、まず1点目。

2点目は、この地域、西風が強くなった場合、近隣地域に与える低周波音など騒音などが身体に与える影響などはどうなのか。その辺、情報など知っていたら教えていただきたい。

3点目は、メリット面では海域の固定資産税の収入について、机上での試算として1基あたり2,300万円相当と回答されています。電源開発では、上ノ国沖に何基くらい、隣の江差もありますから何基くらい設置される予想なのか、そういった情報は入っていませんか。この3点についてお伺いします。

答弁▼総務課長

まず1点目の、陸上から海上の距離、風車までの距離でございますけども、約3キロ程度というふうに今のところ伺っております。ただ、計画が今これから進んでいくことから、まだ正確な距離等はわからないような状況でございます。というのは今、一生懸命調査してございます。これから設計していくところですから、現時点では正確に決まっていないということでございます。

2点目の魚への影響でございますけども、これにつきましては、当然今後です事業者が様々な、法的な環境、影響、調査等をしていくこととなります。その中で今後あきらかになっていくというふうには考えてございますけども、今のところひやま漁協からの方からは、逆にこの前も全員協議会で議員みなさまにお示ししたとおり、逆に推進してほしいというような要望もございます。そういった観点も踏まえまして、影響と魚礁が設置できるような状況のものと同様だというふうには聞いてございますので、影響が少ないような工法で施工されていくものという認識はしてございますけども、いずれにせよ実施設計が、設計段階が終わっていないものですから、今のところお答えするとなると、あくまでも推測でのみ、お答えしかできないものというふうに思っております。

それと最終的に何基くらいかと、設置予定でございますが、低周波につきましては、これも先程答弁したように、今後これから法定協議会、もし促進区域になった場合に法定協議会が立ち上がりまして、そういう専門家等が集まった中で協議し、そういうのを鑑みて事業が実施されるものというふうに考えております。現在のところ、我々のレベルでは現段階では、その低周波において影響あるのかないのか含めまして、知識等々ないところでございます。そういったことで、先程1回目も答弁、町長からありましたが、連絡協議会を立ち上げて極力、そういった勉強をしながら、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

あと、何基くらい設置される予定なのかということでございますけども、これも、先程来言っておりますけども、まだ最終的には入札してどこの事業者が風力発電事業になるかわかりませんが、想定して今、電源開発さんが一番事業計画を進めているものですから、電源開発さんがもし仮にそういう入札行為を行われたりするならば、我々今聞いているのは、だいたい10基から12基くらいの設置になるのではないかなというふうな、全くもってまだまだ推測段階でございますけども、そのような予定だというふうに聞いてございます。

再々質問

先程の説明でも、だいたいまあ陸上から洋上に設置される距離がだいたい3キロくらいというような、まだ私も確定したとは聞いてませんが、まあそのくらいにくるだろうと。それと併せて何基くらいといったら、総務課長の方もまあ10基から12基くらいになるのかなあという分も踏まえて、実はですね再々質問の中で、一つは住民に対する説明会は、確かに2年前に電源開発がジョイじょぐらに来て、やったことも記憶してはるんですけど、私もそれ、話は聞いてませんが、その時どういう内容だったかわかりませんが、やはりこういう事業をやる上で、住民に対する説明会というのが先程回答の中では、熟慮した段階で検討すると回答されました。

ぜひ、住民が一番求めていることは、町が誘致したい、そういった部分に対して、いろんなメリット、デメリットなども含めて、説明をしてあげた方がいいと思います。

なぜかという、少し議案から、副町長からずれてると言われるかもしれませんが、この道南地方で核のゴミ問題含めて、もう町民が、小さな神恵内7,800人のところが分断されている。寿都村も。それを見て町民には利益ならない。やはりきちんと町民に町として誘致したい。今の段階だけはこれしかわからないけど、わかってほしい、あるいは協力してほしいという部分を段階的に進めていけばいいと思う。ここで1回で、方向性が出てしまつたら、ぼんと出しても、逆に今度町民からなんでそういうのを早めに教えてくれなかったのかというのがありますので、この点について、先ほど言いましたが、いつ頃にどのような形で説明を計画されているのか、お願いします。

答弁▼総務課長

あの1回目の町長の答弁にございますように、まず法律でございます。法律につきましては、自然的条件が適当であること、漁業や海運業等の先行利用に支障を及ぼさないこと、系統接続が適切に確保されることなど要件に適合した一般海域の区域を洋上風力発電事業の促進区域として国が指定するということとなります。今まだその段階ではございません。川島議員ご存じのとおり準備段階が進んでるということでございます。で、その後に協議会が、法定協議会が立ち上がりまして、そこで事業者が応募して、その中から選ばれるというような状況になってございます。ということは、ある意味、今の段階では電源開発さんが進んでおりますけども、そこが選定されて、この計画でやるというような段階にも及んでいないことから、まだ現段階では、ただ単に集めて洋上風力をやりますよという説明のみになるような状況になります。また当時の場合は、すでに陸上風力が設置されてございます。ある程度そういった中で、その影響が多にあったかと申しますと、今実際にもうすでに運用開始されています。だいたい住民の方々も知識だとか、実際に設置されていますので、その辺の状況においては、ある程度他の町とは違ひまして、相当数知識があるものというふうに思っております。そういった中でどの時点で住民説明会がいいのか、正直わからない部分もございまして、ある程度その辺の進み具合、また、指定になるのかならないのか現時点では町長としてはわからない状況になってございますので、その辺踏まえながら、どの部分が適切なのか判断して、説明会を開催すべきものであれば開催していきたいというふうに思っております。

答弁▼町長

今、だいたいについては総務課長の方で提案いたしました。ただ、今、我々も恐れているのは川島議員言うように、せっかく町のためにやるのに、それによって町が分断したらなんにもならないと、そういうことであります。ですから、その時点で、どの時点が良いのか我々も躊躇している部分があります。ということは、今、先程言いましたどういう形で、本当に12、3基なのか、それも全くまだまだ仮称なものですから。それで、今のところは、まだまだ今までは12月段階で一応各町からやりたいですよと、アンケートを出します。それを北海道が国に出します。去年も出しました。ダメになりました。ですから、我々もどの時点でやればいいのか、正直いってやったけどこなかったとか、そういうこともありますので、その部分が若干時間が欲しいと思います。ただ、も一つ付け加えますけど、そういう中でせっかく町のためにやるものですから、そういうですね、やはり不安感、正直景観はあると思います。我々も含めて、目の前に建つとやはり不安感はあるかもしれません。ただ、それはある程度、この部分で我慢してもらうかというのは、これから我々が町民に対して説明会をしたり、このためにこうですよってことはそれは早急に、やはりやっていくことが必要だろうと思っています。

それと、もう一つ言いました、今総務課長の方から、今の低周波の関係がありました。これは川島議員も調べたと思います。様々な知見があります。実は今回、先程行政報告いたしました、東大の先端研究所と私が話した中で、低周波の話もしました。ところが、東大の教授はいろんなやつ見てますけど、それについての不安感はありませんという知見ももらってます。あと音についても、ちょっと付け加えますけど、西から沖の風は波の音で消されるらしいんですよ。それで、ヤマセになると全く聞こえないと。そういう話は、これはあくまでも東大の教授が世界を調べた知見の中でそのように話してますので、そこはまあちょっと我々も安心だなあというのがあります。ただそれは、私が知ってるだけで町民は知りませんから、そのためにも、できる限り早く、どういう形でやるかまだまだわかりませんが、それはやっていくということをお約束したいと思います。

質問5 上ノ国ワイナリーとサテライトオフィス事業に関して

この事業は、旧校舎の跡地を利用してワイン等農産物加工品、製造して販売、さらに地域価値の向上を実現させて交流人口の拡大を図るといわれています。町として、設備投資に国からの交付金も含め、4億500万円を支出する計画ですが、この事業を上ノ国開発株式会社と協定を結んで運営する。

次の点について伺います。

1点目、上ノ国開発株式会社を設立するにあたって、株式会社寅福以外に関西出身の役員が目立ちます。どのように応募され設立されたのか、その経緯を教えてください。

2点目、事業は3年目から旧小学校の改修工事、令和3年から7年度にかけてブドウの収穫、製造、販売の流れになると思うが、ブドウの栽培は株式会社寅福そして株式会社上ノ国ファームが、仮称上ノ国果樹生産協議会を設立し、新規就農者を募ると明記されていますが、果樹生産協議会は、法人会社ですか。法人格を持たない事業団体ですか。また、果樹生産協議会は、ブドウの苗木の購入、作付けなどの作業など、自己資金で運営するのか。それとも、運転資金として町から補助金を出す予定ですか。また、ブドウの栽培に関して町民に対して公募されたのか。それとも、町から株式会社寅福からこれを持ちかけたのか、お伺いします。

3点目、ブドウが収穫された段階で、上ノ国果樹生産協議会が上ノ国開発株式会社に販売するというケースになるのか。

4点目、この事業は、夢とロマンがあると思うが、将来の先を考えた時に、上ノ国開発株式会社として採算がとれないと判断した場合、町からの財政的な支援を要請された場合、どのように考えているか、お伺いします。

答弁▼町長

私は、町長就任4期目の頃から、本町において新たな産業起こしを模索し、道南でワイン用ブドウ栽培が少しずつ注目を集めてきたことから、廃校を利活用したワイナリー構想を掲げ、北海道や醸造家などへ足を運び、要請や協議を重ねてまいりました。しかしながら、意欲のある事業者に恵まれない中、株式会社寅福の加藤会長から株式会社アルファポイントの丸山社長を紹介され、本事業に取り組みたいとの意向を受けたことから、包括連携協定を締結し実施することとなったものであります。

本事業は、旧湯ノ岱小学校の利活用策として、屋内体育館をワイナリー施設、校舎をサテライトオフィス及びワイン販売所として改修し、農産物の6次化産業としてのワイン造り、サテライトオフィス事業による移住定住の促進と交流人口の拡大による地域の活性化を図るものであります。

まず一つ目については、上ノ国開発株式会社は名古屋市に本社を有する株式会社アルファポイントが主導し、同社の呼びかけにより本事業に賛同した企業で構成され設立されたものと伺っております。

次に二つ目及び三つ目については、仮称上ノ国町果樹生産協議会は現在検討している苗木等に係る国の補助事業において、事業の計画作成等を行う場として生産者及び関係機関等で構成する協議会の設立が要件化されているに伴い立ち上げるものであり、当協議会が直接栽培や販売等の営農を行うものではないことから、法人格は持ちません。また、ブドウに係る営農は、農業者が自らの経営責任で行うことから、町からは質問のあった運転資金に対して補助を行う予定はございません。なお、ブドウの栽培に関しては、このワイナリー構想を株式会社寅福の加藤会長に相談した縁で、寅福が本事業に協力する形で自らの経営責任において栽培を行うものであり、町が直接的に栽培を要請したわけではありません。

次に四つ目については、この事業の経営はあくまで民間会社である上ノ国開発株式会社が行うことから、同社の責任にて進められていくものと認識しております。従いまして、町から経営に対する財政的な支援は考えておりません。

再質問

1点目ですね、上ノ国町と上ノ国開発株式会社の連携、協力に関する協定書があります。さらに農産物6次産業化という覚書もあります。いつ頃どういような形で調印されるのか、これが1点目です。

2点目は、事業の経営は民間会社、上ノ国開発株式会社の責任である、財政的な支援はないといいますが、おそらくこれから今日の議案の中に28ページに農業振興費負担金、補助金、交付金の中に、農産物6次産業交付金3,000万円が計上されています。併せて施設栽培作付拡大推進事業補助金8,600万円が計上され、併せて1億1,600万円です。これらの補助金はこの件に該当するだろうと思うんですが、補助金の流れは上ノ国開発会社に補助されるのか、それとも寅福さんの方に補助されるのか。もしくは先程、議案の中で、農業者の負担軽減を図るために補助されると書いてありますが、その対象はどのくらいの規模でどのように補助されるのか、聞きたいと思います。

答弁▼農林課長

まず前段の上ノ国開発株式会社との協定及び覚書につきましては、本定例会で予算の承認を得たあと、締結する予定となっております。

後段の2点目、上ノ国開発に対する財政支援の件なんですが、まず、3,000万の。補正予算の中身にも触れることにもなるんですが、まず3,000万の農産物の6次化の交付金の内容なんですが、9月補正で6次化に関する委託料というものを予算計上を前回いたしました。委託料の内容としましては、今のワイナリーに係るブランディング及びワインツーリズム等に関する、例えば交流事業ですとか、あとは今の廃校利用、旧湯ノ岱小学校の。こういったもののビジョン作成及びブランド化に関する市場分析及び市場調査等に係る委託料という内容でございました。それを予算減額しまして交付金化にいたしました内容としては、これに加えて、改修に係る設計と備品の選定、これを加えたものですから、今回大幅に増額した中で予算計上したという内容となっております。本来、改修の設計に関しましては、町の方で設計して外注するような流れが本来だとは思いますが、このワイナリー事業という特異性といいますが、特殊な事業内容になるものですから、今回は事業者の方にある程度裁量を持たせて、効率的に事業を推進していきたいという考えがありまして、今回交付金化にしたという内容となっております。

2点目の施設栽培に関する約9,000万程の補正予算なんですが、こちらにつきましてはワイナリーとはまた別に、これは寅福の方で北村地区でアスパラ栽培を進めてるものですから、それに係るハウス整備に対する補助となっておりますので、ワイン事業とは別な内容となっております。

再々質問

この間の全員協議会のときに説明があった中で、非常に私も流れが一番わかんならいいがあるんですけど、結局はブドウ栽培については寅福さん、あるいは株式会社上ノ国ファーム、これは加藤さんの娘さんなんですけど、そしてこの生産者協議会が主になって、そこには新規就農者も入れて栽培してながれて、そしてそれを収穫したのを上ノ国開発株式会社に販売するのかなあとと思うんですけど、この流れがいまいち見えません。例えばここにいる、ブドウの栽培については寅福さん、上ノ国ファームさん。この上ノ国ファームさんには、上ノ国開発株式会社の役員も実はこの上ノ国ファームに入ってるわけですよ。だからその辺とこ、ブドウ栽培する、あるいは販売する、そして製造するのは上ノ国開発だと思んですが、その辺の流れがどうもいまいち私には理解できないんですけど、その辺のところどうですか。いかがですか。

答弁▼農林課長

醸造用ブドウの生産者が今現在、寅福さんですとか、上ノ国ファームさん、あと個人の方がおられて、実際ブドウを出荷するにあたりまして、個々に上ノ国開発に出荷する流れとなります。それぞれの農家がワインを醸造する上ノ国開発に出荷する流れとなります。それでは、この協議会はどういった役割を果たすのかということになると思うんですけども、この協議会につきましては、今まだ検討段階なんですけども、苗木の補助を、これ国の事業を活用するとすると、国の方では地域で産地計画を立てた中で、効率的にブドウ栽培を進めてくださいといったものが苗木の購入補助の事業要件にあるものですから、そういった産地のその計画、例えば面積の計画ですとか、こういった取り組みがよいのではないかと、検証の場として協議会を設置してほしいと。あくまで国の補助事業のために協議会を立ち上げるといった内容となっております。

岩田 靖 議員

質問1 洋上風車の進捗状況の説明を町民へ

先日の全員協議会での洋上風力発電事業の促進要望の報告や、東大先端研との包括協定、檜山管内洋上風力連絡協議会という新聞の記事。また、町長が挨拶する場面でも洋上風力発電の話が出ます。また、急に海底地盤調査の巨大な船が上ノ国、檜山沖で出現し、町民の中には把握しきれないでいる人たちもいます。洋上風力がどのようなもので、現在の進捗状況はどうなっているか。また、今後上ノ国にもたらす経済効果などの説明を上ノ国町民にする機会を持つべきではないかと思いますが、いかがですか。所見を伺います。

答弁▼町長

1点目、「洋上風車の進捗状況の説明を町民へ」のご質問であります。
先程川島議員に答弁した繰り返しとなりますが、国、北海道などの行政機関の動向や本事業の関連する情報収集に努めながら、適当な時期に住民説明会を開催してまいりたいと存じます。

再質問

今、問題になっている火力や原子力とは違い、世界でも勧められている再生可能エネルギーの一つである洋上風力は、国が指定を考えている区域、いわゆる促進区域は全国で5ヶ所程度としていますが、すでに促進区域は4ヶ所が決まっております。現在檜山沖は一定の準備が進む区域に、南後志区域沖と東北の一部の6ヶ所が入っていますが、さらにその後の段階の有望な区域にはまだ4ヶ所もいます。また、北海道では、石狩をはじめ別の場所でも計画が進んでいる地区もあります。促進区域の残り一つに、もし、入れなかったとしても、今後年度を越しても選ばれる可能性はあるのか。これは町で決めることではないと思いますが、国はその先でも増やす可能性はあるのか、お聞きしたい。

それともう一つ、2018年で起きた胆振地方東部地震の際に起こったブラックアウトを起こさないための電力づくりに欠かせないのが、この洋上風力だと思います。世界で問題になっている二酸化炭素排出量。日本は毎年約10億トンくらいで、世界では5番目に多く排出しております。このCO₂を多く出しているのが、苫東厚真発電所と同じ火力発電です。ちなみにこの総出力は165万キロワットとなっております。電源開発が計画している檜山沖では76基設置して総力が72万キロワット。ちなみに泊原発の計画は1号機、2号機合わせて57.9万キロワットですので、すでに洋上はこれを上回っています。このように世界的に見ても、また国内でもこれからは洋上風力が重要になってくると思われまます。国は促進区域を指定している条件として、事業者が高額な費用を負担せず、送電線に安定的に接続できるとしているが、北電は空き容量不足を指定しています。これはクリアできているのか、お伺いします。

答弁▼総務課長

まず1つ目の、促進区域を国が増やす予定があるのかというご質問でございます。まあ、わかりません。国の方とそういう協議もしてございませぬし、どのような状況になっていくのか、現在町としては把握してございませぬ。

2つ目の、今北電の部分の利用の部分、電力の利用の部分でございます。先程も川島議員にもおっしゃったとおり、3つ目の系統接続が確立されていることという条件でございます。これが今、北海道においては系統がなかなか確立されてございませぬ。ですから、現在のところはここが解決していない一つの大きな要素になってございます。そういったことで、これは想像でございますけれども、それで有望区域に指定されなかったのかなというふうに、私としては個人的には思っておりますので、この部分につきましては、どうしても国の政策でやってることでございます。国と北電とその辺よく協議して系統のことを、解決されることを強く今は願っているというような状況でございます。そういったことで、かなり厳しい状況であることは事実でございます。

再々質問

先程、総務課長と町長からの答弁にもありましたが、説明会のことですが、例えば我々の立場からすると、説明会やセミナーの参加、新聞やネットからでもいろんな情報を得ることができます。しかし、一般的にはそこから情報を得ることはなかなか難しいことかもしれません。それでも情報を得たいというのは当然のことだと思います。国の大きな事業で檜山全体の事業です。上ノ国の洋上だけでも巨大な風車が10何基も建ちます。住民に説明できる機会は、事業者の説明会だけでなく、その説明を聞いた内容は現在町が発信できる内容、広報などに載せるとか、現在発信できる簡単な情報だけでも町内会に説明文を回すとか、上ノ国住民としてある程度納得したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

答弁▼総務課長

1回目の答弁で町長がおっしゃったとおり、説明会は開催すると町長答弁しておりますので、適切な時期にどういう情報がいいのか含めながら、混乱を生じないような中での説明会でないとやっぱりだめだと思うんですよね、ただ説明して、逆に説明するだけだと逆に混乱を招くと。それで先程から元来、適切な適時にやはり必要な情報が集まった時点で、説明していくということが一番大事なのかなというふうに考えてございます。

また、先程来、何回も繰り返して申し訳ないんですけども、経産省が最終的には様々な法律に基づいて環境もそうです。専門家を交えて決めていくことになるんだらうと思っております。まあ、そういったのを信じながら、誘致していきたいというような今のところ考えてございますので、その辺踏まえながら、適時開催してまいりたいというふうに思います。

質問2 新型コロナウイルスに対する新たな対策について

一向に衰えを見せない新型コロナウイルスは、北海道ではまた爆発的に増えはじめ、第3波を迎えています。また、渡島、檜山でもクラスターが出はじめ、上ノ国町で感染者が出るのも時間の問題かもしれません。発生から今までの間で得た情報をもとに、クラスターが起きやすい場所や状況の予防や対処の仕方、今後の経済に影響が出た場合の補助金体制など、新しいコロナ対策が必要と思われるが、考えをお聞かせ願いたいと思います。

答弁▼町長

北海道における新型コロナウイルス感染症の状況としましては、12月1日現在の患者数は2,279人で、そのうち檜山振興局管内では21人となっております。北海道は、12月11日まで集中対策期間として対策に取り組んでいる状況であります。

新型コロナウイルス感染症対策分科会の資料によりますと、7月以降のクラスター発生状況としましては、医療・福祉施設や職場が多くなっていますが、最近の報道によりますと、学校・教育施設、飲食店等多くの人が集まる場所でクラスターが発生しております。患者の年齢層については、新型コロナウイルス感染症が流行当初には、高齢者に多く発症していましたが、現在は若い年代での感染拡大がみられていることから、新型コロナウイルスは誰にでも感染する可能性があると思わざるを得ない状況と考えられます。

このような状況において厚生労働省や北海道では、新しい生活様式にありますように、①手洗い、②マスクの着用、③3密（密閉・密接・密集）の回避、④換気をする、⑤距離の確保、⑥体温測定などの健康チェックなど各々が感染予防対策に引き続き取り組んでいくことが一番の予防であると考えます。また、引き続き、広報誌やホームページにおいて正しい知識の普及や新型コロナウイルスの流行で不安を感じている方への健康相談等を実施し、新型コロナウイルスに負けないような支援体制を実施してまいりたいと存じます。

次に、町内商工業者の支援及び経済対策としては、上ノ国町経営持続化支援金の給付、プレミアム商品券の町民への配布や、地域商工業者が扱っている特産品が当たる抽選会の実施、また、新型コロナウイルス感染防止対策としての非接触式体温計、マスク、消毒液の配布を実施するなどの対策を講じているところであります。しかしながら、忘年会等の会食が多くなる12月時期の感染拡大は飲食店業者に大きな影響を与えるものと考えられますことから、今後につきましては、感染拡大の影響を注視しながら経営持続化支援金の拡充等検討してまいりたいと存じます。

再質問

先程、答弁にもありましたように支援金の検討はぜひお願いしたいと思います。北海道に第3波が到来して、道南にも広がりを見せた原因の一つには、若い世代に陽性者が広がり、その若い世代の人たちがいるような場所に持ち込み、その後、高齢者に感染することで死亡率が多くなってしまおうと思います。長くコロナが続いたせいで、特にしばらく道南に感染者が出ていなかったことで、予防対策が少し疎かになってしまうように思います。また、これからの時期は寒く、空気が乾燥した状況ではウイルスが活発になってしまい、感染のリスクが一段と上がってしまうと思います。奥尻で起きたクラスターは、決して特別なことではなく、どこの町でも起こりうるものです。先程、答弁であったように個人が生活上で予防対策に取り組むのはもちろんのこと、今一度町で啓発活動や授業をするべきだと思いますが、いかがですか。

また、現在、上ノ国町が発熱やコロナが疑われるような症状があった場合、どうすればよいのか。また、道立病院もコロナの病棟が満室だった場合、受入態勢はどうなっているのか。また、陽性と判断された場合、無症状、軽症などの場合の受入場所はどのようになっているのか。例えば、無症状や軽症などは函館のホテルなどに例えば受入とかできるのか、お伺いします。

答弁▼保健福祉課長

まず、感染につきましては、保健所の方がとりあえず調査をし、その旨、適応な対応をしております。岩田議員ご指摘のように、対策につきましては個人もこれから行っていくことも大切ですし、回答にもありますように、広報誌やホームページ、また健康相談等で周知は必要だとは思っています。あと、それぞれのやはり免疫力を上げるような規則正しい生活だったりとか、適度な運動とかも心がけていきたいですし、また、心のケアということで報道を見ますと、やはりどこで出た、最高になったとかっていう暗い報道ばかりですので、あともしくはちょっとこの辺でも、誹謗中傷ではないんですけども、コロナに対してすごく不安なのはわかるんですが、ちょっと濃厚接触者が出た場合とかの犯人捜しとはいわないんですけども、そういう部分での心の疲弊とかにもちょっと気になる点がありますので、ちょっとした風邪にかかるような感じとしか、もう誰もがかかるようなものってことに関して、ちょっとそれぞれが今一度気を引き締めて感染対策に気をつけていただきたいと思います。

2点目なんですけども、これは檜山管内というよりも全国的にそうなんですけども、発熱が出たとかそういう場合につきましては、まずはかかりつけ医に相談することが大原則になっております。それで、そのかかりつけ医がない場合につきましては、フリーダイヤルで相談窓口や保健所も相談窓口になっておりますので、そちらの方に相談していただきたいと思います。かかりつけ医がPCR検査等コロナの対応が必要な場合には、道立病院の方に連絡することになっております。道立病院の方でも適応な検査をしまして、対応を行うような状況になっております。現在、道立病院は20床あるんですが、今のところクラスターが出た場合の対応とかがありまして、対応ができる場合は道立病院、対応ができないような場合には3次医療圏、函館市の方に協力して対応を行っているような状況です。また、軽症者につきましては、みなさんご存じのとおり療養施設の方で健康管理等を行うような流れになっております。それで、町内の診療所の方に確認してみたんですが、特別発熱があって困ってとか、相談がどんどん増えているわけでもありませんし、道立病院の方でも検査をしてみたらあちょっと、一般相談という場合では特に発症はしていないような状況等も聞いております。不安がありましたらフリーダイヤルだったりとか各機関に相談いただきたいと思いますというふうに思っております。

片石鉄彦 議員

質問1 出産祝い金制度の創設を

本町は人口減少をくい止め、出生率の向上を図るため、子育ての経済的な負担や、身体的な負担を軽減させる各種政策を講じております。

しかし、ここ数年の出生数は横ばいでありまして、この一因は子供を産み育てるために、相当な経済的な負担がかかるからと思われまして、公務員など恵まれた労働環境にある方は、産前産後、そして子育ての休職をしても、給与や手当などがもらえますが、一方そうでない方は、産前産後育児に1年以上も仕事を休まなければなりません。共働きで家計を維持されている方にとっては、家計が大変だと言います。第1子の時は貯えを崩したりして、子供を産み育てますが、第2子以降は考えざる得なくなると言われる方が多数おられます。また小さな事業所で働かれている方にとっては、1年以上も休むと雇止めになるリスクもあります。これらの方々にせめて経済的な負担を軽減させ、子供を産み育ててもらうために、第1子から出産祝い金を差し上げてはどうか、お伺いいたします。

答弁▼町長

町では、急速な少子高齢化や人口減少に歯止めをかけ、持続可能な活力ある地域社会の継続を目指し、平成27年度に策定した上ノ国町人口ビジョンを基に第6次上ノ国町総合計画、第2期上ノ国町創生総合戦略及び第2期目となる上ノ国町強靱化計画を町民皆様のお力のもと、策定、今年度から策定した計画を確実に実施すべく、取り組んでいるところでございます。また、子育て支援に関する手厚い各種支援策を実施していることは、議員ご承知のとおりでございます。

このことから、まずは計画にある子育て支援の施策を確実に実施するとともに、きめ細やかな子育て支援策のニーズを的確に捉え、現在進めている支援策に反映・拡充を図りながら、取り組んでまいりたいと存じます。また、かつて出産祝い金制度を廃止した経緯も踏まえ、より子育て支援に繋がる施策の展開を図ってまいりたいと考えております。なお、民間企業従事者であっても社会保険に加入している場合には、出産手当金や育児休業給付金の支給制度がございます。

再質問

答弁の中で、いろいろ民間の保険でもなるというような答弁もありましたが、私も今ここで言っているのは、そういう恵まれた労働環境でない人の、要するに正規の労働者やパートなどで、そういう給付などのない人を指して言ってるんであって、それについて今言ったような、どうやったらまだ出生数が上がるんでないかというような提案であります。

それと、過去に出産祝い金を給付したが廃止したというような、そういう答弁もありましたが、当時とは人口動態っていうんですか、社会の背景も全く今違います。ですから私は、その理論にはちょっと納得できないんですが、再考していただけないかと思います。それで、ここずっとみてますと数年、18人、19人、年間の出生数です。18人から19人です。ここ5、6年。ですからそういう方々のそういう状況を、これらの通告してないんで答える必要ありませんけれども、そういう状況を調査したことはあるんでしょうか。私はそこで、こういう家計の苦しいそういう方を救っていただければというような思いで今、これ提案してるんであってそれについて、それともう一つ、18人、19人ですけれども、これが将来、これから10人以下になったとした場合には、たとえ町でいろんな雇用の政策うっても、それを担う人がいなくなってしまう。そういう危惧もしています。そういうことで、提案しているのであって答弁お願いします。

答弁▼総務課長

今、片石議員のおっしゃる提案につきましては、その効果につきましては、事業を実施した場合には全くないとはいえないというふうに私も思っております。その中で、まず一つ目の考え方としまして、どちらかというとな産を促すような出産祝い金のあり方だというふうに、ちょっと私理解しますと、なかなかその辺になりますと扶助の部分も出てくるものでございますので、その一時金を受け取ったとしても、出産が増えるというような状況にはないのかなと。それで、先程1回目の町長の答弁にもありましたように、もっと複合的な、多角的な政策でそういったものをチャレンジしていきたいというようなことで、答弁させていただいてるということでございます。

また、調査しているのかということでございますけれども、現時点では調査している資料はございません。今後、もし調査が必要であれば、6次の計画の中でその辺踏まえながら、検証しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

再々質問

まああの、調査ぜひ、今の答弁の中ではまだ考えてないようでありますけれども、今ずっとここ、いろんな政策うってきてますけれども、やってきてますけれども、なかなか上昇するそういう傾向がみられないのですから、やっぱりまあ、今うたないとダメでないのかなという、そういうことで提案しました。そして、近隣町、もちろんみてると思いますが、近隣町でも誕生祝い金とか、そしていろんな実際ネットを見ますと、いろんな自治体で第1子目はあんまりないんですが、2子、3子、4子ってのはかなりの自治体で出産祝い金なるものを給付して実績上げているような例もあります。そういうことで再考していただきたいんですが、いかがでしょうか。

答弁▼総務課長

今、先程も答弁、ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、片石議員の提案につきましては、効果が全くないとはいえないというふうに私も思っております。ただ、その自治体によりまして、やっぱりどうしてもその場面場面、状況が全く違うということだろうというふうに認識しております。これにつきましては、ちょっと繰り返しで大変恐縮なんですけれども、今、出産祝い金をもって、出生率の向上というのは正直すごく効果あるかといわれますと、効果は少ないのかなというふうに考えてございます。そういったことで出産祝い金でない方法の中で、例えば5本柱の子育てだとか、そういう施策の中で今進めてございます。その辺がやっていった結果、さらに上乘せするということであれば、そういった方法も検討してまいりたいと。それで、また、今お話聞きますとどっちかという扶助の方な考え方が多いというふうに私ちょっと認識させていただきましたので、その辺はちょっと福祉部局とも協議しながら考えてみたいというふうに思います。

質問2 町と上ノ国開発株式会社との連携協定について

去る11月9日の全員協議会において、上ノ国町と上ノ国開発株式会社が連携協定を結んで、旧湯ノ岱小学校を改修して、サテライトオフィス及びワインの醸造所、販売所に活用する計画が示されました。そこで支援策として、令和2年度実施設計3千万円、令和3年度改修費3億5千万円、備品購入などに1億円、令和4年度から令和7年度まで、イベント開催などに各年度2,500万円の支援を計画しておりますが、これらの国費、町単費、そして上ノ国開発株式会社の営業費用を含めて持ち分はいくらになるのか。また万が一、中途で事業を中止したり、廃業した場合のそれらの資金の返還は無いのかについて、伺います。

答弁▼町長

事業計画書については鋭意作成中でございますが、現時点での施設整備に係る概算事業費は、ワイナリー製造所として活用する屋内体育館の改修工事費に1億円、サテライトオフィスとして活用する校舎の改修工事に2億5千万円で合わせて3億5千万円、工事に係る実施設計等に3千万円、また、機械器具備品等の購入及び5カ年計画で実施される試作・実証試験やイベント等に係る運営事業への補助金として3億円で、総事業費は6億8千万円となっております。負担区分については、国費が3億2,500万円、地方債が1億7,500万円、町費が1億8千万円となります。なお、国の地方創生交付金は、市町村負担分の50パーセントが交付されることから、交付対象額を多くするため上ノ国開発株式会社の負担を求めておりません。しかしながら、この事業を運営するために同社が支出する営業費用については、年間5千万円程度と伺っております。また、関係企業の皆様へは企業版ふるさと納税を呼び掛け、町費の負担軽減に努力してまいりたいと存じます。次に、補助金交付要綱等の返還規定に該当しなければ返還は生じないこととなります。

再質問

この中で、地方債、国債別にして、地方債は1億7,500万、町費は1億8千万ですね。それで、この中の地方債は過疎債だと思うんですが、この中で70パーセントくらいは地方交付税で入ってくるんでしょうけれども、あと30パーセントくらいはおそらく町の持ち出しになると思うんですけど、ずっと後になりますけれども持ち出しになると思うんですけども、要するに町費がそれを足すと2億3千万くらいになると思うんです。ですから、そういうことでまず大変な額を少々支出しているものですから、やっぱり常にこの企業の経営状況を町も議会も監視、監視ではなく注視して、そしてやっぱりどういう状況にあるかを把握しとかなないと、やっぱり町民にその説明がつかないと思うんですけども。それで、この中に協定の第3条に守秘義務があります。守秘義務の範囲がちょっとわからないんですが、そういう会社の経営状況の開示は町なり一般の、我々議員にも開示してもらえるのかどうか。それと、今この計画ずっと令和7年までありますけれども、今この計画認定された場合に以後の令和7年までの交付金というのは補償されるのかどうか、それについて伺います。

答弁▼副町長

まず、会社の決算状況ですけれど、うちの方で補助金を出すということになると、監査の対象になりますので当然決算状況の把握と町の方で行うことになると思います。ただ、上場企業であれば、これは、上場企業というのは公開することになっていますので、これはそうなんですけれど、上場企業でない場合については、公開が必要ないものですかこの辺は守秘義務の範囲内に当たる可能性もあると思います。これについては、相手の企業と協議した上で公開してもいいかどうか確認した上でなければ、最終的な公開というのはならないと思っております。

それから、令和7年まで補助金が決まっているのかどうかというお話なんですけれど、これについては地方創生交付金、地方創生事業の中で、国から補助金が交付されることになれば、これは決定することになると思います。ただ、今国の方と地方創生事業の関係で協議をしてる最中で、まだこれは確定しておりませんので、国の地方創生事業に当たらなければ、うちの方としても全て単費でやるということは無理だということに考えておりますので、まず、地方創生交付金が当たった場合については令和7年度まで、これはその事業計画に基づいて支出することになると思います。

再々質問

まずあの、経営状況については、やっぱり守秘義務の範囲がどこまであるのかわかりませんが、ぜひ議会にも公開していただきたい。それでないと、我々も今議決して、それを町民に説明できなくなりますから、ぜひそれは公開するというようなことで、させるというように、やっていただきたいと思っております。

まず、公開については、それともう一つ、その今のこの会社と協定を結んだが、そういう、例えば定期的に情報公開なりなんなりを行う、そういう組織の立ち上げ等を考えてるんですか。

答弁▼副町長

まず、決算状況を必ず情報公開させてほしいということなんですけど、これは相手もあることですから、絶対そういうふうにはできるというふうにはここでは断言できません。それから、そういう情報公開に基づく組織を立ち上げてほしいということなんですけど、これは町と相手の企業の中で連携協定を結んでやるので、議会の方としてそういう組織が必要であれば、議会の方で立ち上げるものなのかなというふうに思いますので、町の方としてそういう情報公開をする組織を、町として立ち上げるということは、これは違うと思いますので、私からはできないというふうに回答せざるを得ないと思います。

質問3	ワイナリーの原料の供給とワインの販売計画について
	<p>同計画の中で、ブドウの苗を令和3年に2.7ヘクタール、7千本、令和4年に7.4ヘクタール、2万本を植栽する計画で、それを株式会社寅福、そして上ノ国ファーム、他農業者が行うとしておりますが、協定の最終年で原料の買上げ量と金額はいくらになるのか、また、ワインの醸造数量と販売金額はいくらの計画なのか、さらに、良質のブドウが収穫され、ワインの販売が好調の場合、規模拡大は考えているのかについて、お伺いいたします。</p>
	<p>答弁▼町長</p>
	<p>協定の最終年である令和8年3月31日時点におけるブドウ原料の買上げ数量は50トン、金額は2千万円を計画しており、また、町内産ブドウによるワインの醸造量は4万リットル、販売金額は1億円を計画していると伺っております。なお、この事業が好調な場合には、ブドウ栽培の収穫増次第ではありますが規模拡大は検討されるものと考えられます。</p>
	<p>再質問</p>
	<p>ワイナリーの生産するために今ブドウの苗植栽するんですけども、大変入手が困難な中で、令和3年度には7千本も供給できる見通しがあると。そういうことの中で、令和4年以降の植栽分についてまだ今の段階でまだ、生産組織ができていない中ではちょっと答弁しかねる部分もあるのかなと思うんですけども、見通しとしてはどうなんでしょうか。</p>
	<p>答弁▼農林課長</p>
	<p>苗木の確保につきましては、議員ご指摘のとおり現状なかなか困難といわれているところでございます。しかしながら、今回取り組む事業者においては、直接苗木の産地である山梨県の方に直接出向いて、苗木の業者と直接購入の内諾を得て進めているところでございますので、来年度以降の苗木の確保につきましては、特に問題はないものと確認しております。</p>
質問4	ワイナリーのブドウ栽培の農業者への支援について
	<p>ブドウの栽培は、単年度で収穫、販売できるわけではなく、農地についてもすべて適地ということにならないと思います。また熊や鹿による食害なども考えられます。町は農業者への支援を行うとしておりますが、どのような支援策を考えているのかについて、お伺いいたします。</p>
	<p>答弁▼町長</p>
	<p>ブドウ栽培を行う農業者につきましては、農地造成、有害鳥獣対策及び農業機械の購入など、初期投資に高額な費用を要することが予想されております。 町といたしましては、農業者の負担軽減を図るにあたり、農地造成及び苗木の購入に関しては、可能な限り国の補助事業の活用を進めるほか、町の支援策については、既存の補助事業の枠組みの中で、土づくり、電気牧柵及び農業機械等に対し支援を行ってまいりたいと考えております。</p>
	<p>再質問</p>
	<p>ブドウの、さっきの川島議員の質問にも答えてましたけれども、苗木の購入とか農地の造成については、できるだけ国費を使いたいというような答弁でありますけれども、この国費というのはどういう事業を、どいう資金を想定されてますか、伺います。</p>
	<p>答弁▼農林課長</p>
	<p>現在、国費の活用を想定している事業としましては、まず苗木、あとまあ、ちょっとした資材関係です。ワイヤーですとか支柱、あとは農地造成、暗渠ですとか、あとは作業道、ちょっとした作業道の整備といった内容の国の補助事業の活用を、今現在検討しているところでございます。</p>
質問5	同計画の費用対効果について
	<p>どこの自治体でも企業誘致が大変難しい中で、この事業を期待しているところでありますが、費用対効果についても考えなければならぬと思います。そこで、各年度の雇用状況、サテライトオフィスの利用状況、さらに交流人口、そして事業による税収をどのように推測しているのかについて、お伺いして1回目の質問を終わります。</p>

答弁▼町長

国からの事業採択を受けるには、事業実施における費用対効果は重要であります。本事業計画における5年後の費用対効果を計測するための重要業績評価指標としての目標数値は、ワインの販売額を1億5千万円、サテライトオフィス利用促進により移住定住者を20名、関係交流人口の拡大により観光入込客7万2千人の増加を目標値としております。

また、ワイン製造などに関わる従事者として10名程度の雇用を計画しており、税金については具体的な数値目標はございませんが、事業収入が増大し企業の収益が上がることにより増えるものと思われま。さらには、交流人口の拡大により、地域経済への波及効果が生まれてくるものと考えております。

花田英一 議員

質問1 石崎漁港の急傾斜地の危険な状況について

石崎漁港の裏山周辺の急傾斜地から、漁港で作業をしている漁業者や車などに岩や石が落ちてきたり、また、山が崩れてくることあると思っておりますので、被害を未然に防ぐために、早急に工事を進めていかなければならないと思うわけでございます。町長の所見をお伺いします。

答弁▼町長

上ノ国漁港（石崎地区）内西側の急傾斜地は、北海道が保安林に指定しており、被害防止を図るにあたっては、当町から北海道に対して治山事業の実施を要望する必要があります。

町といたしましては、早急な事業の実施を要望してまいりますが、北海道の事業調整によっては実施までに数年を要する場合がありますことをご理解いただきたいと存じます。

また、速やかな応急対策を北海道へ要望したところ、今月から大型土嚢の設置により対応を図る旨の回答を得ておりますので、当面は漁港利用者の安全面に関しては支障ないものと考えております。

再質問

今月から大型土嚢の工事で応急対策をするということでございます。あの、この事業は岸壁の急傾斜地の下に金網が張ってありますけれど、その下の部分から土嚢を積み上げると、こういうような事業でございますか。

答弁▼水産商工課長

今回、応急処置として大型土嚢を設置をするという部分につきましては、今、既存のある治山事業で実施しておりました防護柵、港のちょうど亮洋丸が荷揚げしてるところまで既存の防護柵が設置されております。それ以降の部分についての間の延長20メートルの間、その背後もまた荷揚げですとか、魚を網から取り外すなどの作業をしているところでございますので、その防護柵がないところに、延長20メートルに渡って大型土嚢を設置するというような応急対策でございます。

再々質問

課長もこの前、11月はじめ頃に小砂子漁港の来年度事業の改修について、土現さんが現地視察に行き、その説明を受けた時に、この急傾斜地については非常に関心があるように、小砂子漁港の急傾斜地も含めて災害対策事業を考えているんだと。だからその時に私は、そうしたら石崎の漁港の急傾斜地、大変な危険な状況になっているからその辺も早めに事業を行ってほしいというような旨の話をした経緯がありまして、今回のこの応急対策事業については、土現さんで実施している事業なんですか。

答弁▼水産商工課長

今回の応急処置につきましては、本来であれば北海道林務部が対応することになるんですけど、急遽ということもありまして、同じ北海道の水産の方の担当の方で、大型土嚢の設置するというようなことになってございます。